

(令和2年6月11日提出)

令和2年6月議会定例会議案  
(その2)

新 潟 市



## 令和2年6月議会定例会議案（その2）

### 目 次

|        |   |   |
|--------|---|---|
| 議案第64号 | 令和2年度新潟市一般会計補正予算・・・・・・・・・・・・・・・・                                      | 1 |
| 議案第65号 | 新潟市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について・・                                      | 5 |
| 議案第66号 | 新潟市教育長等の給与の特例に関する条例の制定について・・・・・・・・                                    | 6 |
| 議案第67号 | 新潟市職員及び教育職員の管理職手当の特例に関する条例の制定につい<br>て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |



議案第 6 4 号

**令和 2 年度新潟市一般会計補正予算（第 6 号）**

令和 2 年度新潟市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0, 9 7 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 7 7, 3 8 7, 9 1 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 6 月 1 1 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

| 款      | 項     | 補正前の額       | 補正額    | 計           |
|--------|-------|-------------|--------|-------------|
| 24 繰越金 |       | 226,673     | 10,975 | 237,648     |
|        | 1 繰越金 | 226,673     | 10,975 | 237,648     |
| 歳 入    | 合 計   | 477,376,940 | 10,975 | 477,387,915 |

歳 出

(単位 千円)

| 款        | 項        | 補正前の額       | 補正額      | 計           |
|----------|----------|-------------|----------|-------------|
| 1 議会費    |          | 1,029,084   | △ 33,880 | 995,204     |
|          | 1 議会費    | 1,029,084   | △ 33,880 | 995,204     |
| 2 総務費    |          | 121,319,026 | 79,050   | 121,398,076 |
|          | 1 総務管理費  | 117,261,633 | 80,651   | 117,342,284 |
|          | 2 徴税費    | 2,691,431   | △ 722    | 2,690,709   |
|          | 4 選挙費    | 89,974      | △ 79     | 89,895      |
|          | 6 人事委員会費 | 102,092     | △ 160    | 101,932     |
|          | 7 監査委員費  | 188,860     | △ 640    | 188,220     |
| 3 民生費    |          | 122,714,116 | △ 1,101  | 122,713,015 |
|          | 1 社会福祉費  | 10,034,400  | △ 287    | 10,034,113  |
|          | 2 児童福祉費  | 45,698,652  | △ 507    | 45,698,145  |
|          | 3 障がい福祉費 | 22,661,106  | △ 79     | 22,661,027  |
|          | 5 老人福祉費  | 26,838,078  | △ 228    | 26,837,850  |
| 4 衛生費    |          | 26,412,037  | △ 965    | 26,411,072  |
|          | 1 保健衛生費  | 15,503,902  | △ 681    | 15,503,221  |
|          | 2 清掃費    | 10,908,135  | △ 284    | 10,907,851  |
| 5 労働費    |          | 1,696,359   | △ 114    | 1,696,245   |
|          | 1 労働諸費   | 1,696,359   | △ 114    | 1,696,245   |
| 6 農林水産業費 |          | 6,441,295   | △ 1,002  | 6,440,293   |
|          | 1 農業費    | 3,178,498   | △ 928    | 3,177,570   |
|          | 2 農地費    | 2,863,274   | △ 74     | 2,863,200   |
| 7 商工費    |          | 15,521,702  | △ 923    | 15,520,779  |
|          | 1 商業費    | 13,882,373  | △ 696    | 13,881,677  |

| 款      | 項         | 補正前の額       | 補正額      | 計           |
|--------|-----------|-------------|----------|-------------|
|        | 2 工業費     | 1,639,329   | △ 227    | 1,639,102   |
| 8 土木費  |           | 58,391,425  | △ 1,997  | 58,389,428  |
|        | 2 道路橋りょう費 | 23,752,149  | △ 571    | 23,751,578  |
|        | 3 港湾空港費   | 416,638     | △ 122    | 416,516     |
|        | 4 都市計画費   | 26,963,796  | △ 660    | 26,963,136  |
|        | 5 公園緑地費   | 2,772,261   | △ 114    | 2,772,147   |
|        | 7 建築費     | 2,371,414   | △ 357    | 2,371,057   |
|        | 8 住宅費     | 1,566,890   | △ 173    | 1,566,717   |
| 9 消防費  |           | 10,401,336  | △ 2,435  | 10,398,901  |
|        | 1 消防費     | 10,401,336  | △ 2,435  | 10,398,901  |
| 10 教育費 |           | 59,638,660  | △ 25,658 | 59,613,002  |
|        | 1 教育総務費   | 8,463,748   | △ 3,834  | 8,459,914   |
|        | 2 小学校費    | 27,012,390  | △ 12,659 | 26,999,731  |
|        | 3 中学校費    | 15,078,975  | △ 6,886  | 15,072,089  |
|        | 4 高等学校費   | 1,544,436   | △ 528    | 1,543,908   |
|        | 5 幼稚園費    | 545,253     | △ 606    | 544,647     |
|        | 6 特別支援学校費 | 1,545,063   | △ 302    | 1,544,761   |
|        | 7 生涯学習費   | 2,795,254   | △ 769    | 2,794,485   |
|        | 8 保健給食費   | 2,653,541   | △ 74     | 2,653,467   |
| 歳      | 出         | 合           | 計        |             |
|        |           | 477,376,940 | 10,975   | 477,387,915 |



議案第 6 5 号

**新潟市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について**

新潟市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 1 1 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例**

新潟市特別職の職員の給与の特例に関する条例（令和元年新潟市条例第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（令和 2 年 8 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの間の特例）

- 2 令和 2 年 8 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの間における第 2 条の適用については、同条中「1 0 0 分の 2 0」とあるのは「1 0 0 分の 3 0」と、「1 0 0 分の 1 0」とあるのは「1 0 0 分の 2 0」とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

議案第 6 6 号

## 新潟市教育長等の給与の特例に関する条例の制定について

新潟市教育長等の職員の給与の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 1 1 日提出

新潟市長 中原 八一

## 新潟市教育長等の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、令和 2 年 8 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの間（以下「特例期間」という。）における教育長、常勤の監査委員及び水道事業管理者（以下「教育長等」という。）の給与の支給額を減額するため、新潟市教育長の給与に関する条例（平成 2 6 年新潟市条例第 7 5 号。以下「教育長給与条例」という。）、新潟市常勤の監査委員の給与に関する条例（昭和 3 5 年新潟市条例第 2 5 号。以下「常勤監査委員給与条例」という。）及び新潟市水道事業管理者の給与に関する条例（昭和 4 1 年新潟市条例第 6 4 号。以下「水道管理者給与条例」という。）の特例を定めるものとする。

(俸給月額の特例)

第 2 条 特例期間における教育長等に対する俸給月額の支給に当たっては、教育長給与条例第 3 条、常勤監査委員給与条例第 3 条及び水道管理者給与条例第 3 条に規定する当該俸給月額から、当該俸給月額にそれぞれ 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を減ずる。

附 則

この条例は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

議案第67号

### 新潟市職員及び教育職員の管理職手当の特例に関する条例の制定について

新潟市職員及び教育職員の管理職手当の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

令和2年6月11日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市職員及び教育職員の管理職手当の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、令和2年8月1日から同年12月31日までの間（以下「特例期間」という。）における職員等（職員及び教育職員をいい、医師その他規則で定める職員を除く。以下同じ。）の管理職手当の支給額を減額するため、新潟市給与条例（昭和32年新潟市条例第60号）及び新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号）の特例を定めるものとする。

(管理職手当の支給の特例)

第2条 特例期間における新潟市給与条例第21条第1項（新潟市教育職員給与条例第19条の規定により準用する場合を含む。）の規定により管理職手当を支給される職員等に対する管理職手当の支給に当たっては、新潟市給与条例第21条第2項（新潟市教育職員給与条例第19条の規定により準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、新潟市給与条例第21条第2項の規定により定められる額から、当該額に100分の20を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を減ずる。

附 則

この条例は、令和2年8月1日から施行する。